

議案第105号

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和元年7月19日午前10時頃、幕別町札内春日町89番地、町道札内鉄道南沿線通において、町職員が運転する公用車が西方向（札内市街方向）へ走行中、前方の大型車両が左折中のため、停止していた相手方の車両に気づくのが遅れたことにより、車両後部に追突し、相手方を負傷させるとともに、相手方の車両後部を破損させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額 3,474,031円

(内訳)

治療費	828,892円
通院費	31,980円
休業損害	908,900円
慰謝料	1,050,000円
事故証明書料	540円
車両修理費	510,079円
レンタカー代	143,640円

3 損害賠償の相手方

町内在住の女性